

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る 令和 9 年度事業の計画認定について

【協議内容】

- 富士急モビリティ（株）が運行する新松田西丹沢線（新松田駅～西丹沢ビジターセンター）は、事業者が単独で運行することが困難であるため、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（補助対象経費の 2 分の 1）を活用して運行している。
- この補助金を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとする場合、補助対象系統に係る地域公共交通計画（別紙）作成し、市町村協議会（本町においては山北町地域公共交通会議）で協議し了承を得た上で、国へ計画認定申請する必要がある。
- このため、本会議において、令和 9 年度事業（R8.10～R9.9）の新松田西丹沢線の補助に係る地域公共交通計画について協議するものである。なお、この計画（別紙）については、神奈川県生活交通ネットワーク計画協議会が関係機関と調整のうえ作成し、当該協議会において評決したものである。

○補助金スケジュール（計画認定～入金まで）

R 9 事業年度（補助対象期間：令和 8 年 10 月から令和 9 年 9 月）

- 令和 8 年 6 月 計画認定申請書を提出（法定協議会）
- 令和 8 年 9 月 国の計画認定
- 令和 9 年 11 月 交付申請書提出（補助対象事業者）
- 令和 10 年 1 月 事業評価（法定協議会）
- 令和 10 年 3 月 交付決定・額の確定通知
- 令和 10 年 4 月 補助金交付・入金

令和 8 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 山北町地域公共交通会議
住 所 神奈川県足柄上郡山北町山北 1301 番地 4
代 表 者 氏 名 会長 岡村 敏之

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和8年6月 日

山北町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

【山北町】

事業者が単独で維持することが困難である地域間幹線系統「新松田西丹沢線」を国庫補助金の活用により確保維持することを目的とする。

「新松田西丹沢線」は、通勤・通学、買い物、通院等の日常生活行動だけでなく、観光・レジャーなど多様な目的での移動を担っており、起終点の小田急線新松田駅からＪＲ御殿場線の東山北駅、山北駅、谷峨駅とも連絡し、公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っているため、確保維持する必要がある。

本町が策定した「山北町地域公共交通計画」においても、「新松田西丹沢線」の役割・必要性や、国庫補助金を活用して確保維持する路線として位置づけられており、本計画の目指す地域交通のあり方とも整合している。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

各系統の年間輸送人員及び収支率について、以下のとおり目標を設定する。

事業者名	運行系統名 (起点～終点)	目標年間 輸送人員	目標収支 率
富士急モビリティ 株式会社	新松田西丹沢線 (新松田駅～西丹沢ビクターセンター)	70,000人	72.47%

(山北町地域公共交通計画 P79 参照)

(2) 事業の効果

地域間幹線バス系統を維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要な交通手段が確保される。

また、定量的な事業目標を導入することにより、①運行費用を抑制し、標準的な費用へ誘導すること、②効率的な運行を促進し、適切な受益者負担やサービス水準へ誘導することが期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・利用促進の実施（富士急モビリティ、小田原市、大井町、松田町、山北町）
- ・広域バスマップの作成（小田原市、大井町、松田町、山北町他）
- ・バスと町営施設との割引乗車券の販売（事業者、山北町）
- ・地球環境や利用者にやさしいＥＶバス導入による利用促進（事業者）
- ・路線バスのバリアフリー化の推進（松田町）
- ・バスロケーションシステムの導入による利便性の向上（事業者）

・山北町公共交通マップの作成・配布（山北町）

（山北町地域公共交通計画 P75、P79 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者

運行系統の概要については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表1」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表2」を添付。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし。
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表4」を添付。
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
これまでの取組によって、利用促進につながっている路線もあることから、引続き実施していくほか、運行の継続や改善に向けた取組を検討するため、令和9年度計画についても、関係市町村と事業者と連携し、地域に利用促進に向けた啓発等や路線のダイヤ改正、運行区間の見直し等を行っていく。 系統別についての取組内容と目標については、別紙参照。
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし。

11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
【富士急モビリティ株式会社】 「新松田西丹沢線」、「新松田小田原線【第一生命・西大友経由】」、「新松田小田原線【下曽我経由】」の確保維持を目的とする。 当該地域間幹線系統の確保維持のため、老朽化した車両の更新を支援する必要がある。併せて、どなたでも利用しやすい環境を整えるため、使用する車両の低床化を進める必要がある。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 【富士急モビリティ株式会社】 老朽化した車両を更新し地域間幹線を確保維持する他、どなたでも利用しやすい環境を整え、バリアフリー化を図る。 ※ 県内バスのバリアフリー化（R7.3月末時点） バス車両 4,052 両のうちノンステップバスは、3,259 両（80.4%） （都道府県別移動円滑化基準適合車両導入状況（国土交通省） 抜粋）
(2) 事業の効果 【富士急モビリティ株式会社】 地域間幹線系統が確保維持されるほか、車両を低床化し、どなたでも利用しやすい環境をつくることにより、利用者数の維持又は増加が期待できる。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6及び表7」を添付。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし。

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし。

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし。

（２）事業の効果

該当なし。

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし。

18. 協議会の開催状況と主な議論

【山北町】

・令和８年 月 日 当協議会で承認

19. 利用者等の意見の反映状況

【山北町】

山北町地域公共交通計画の策定にあたり、令和6年2月1日から2月14日にかけて計画案に対するパブリックコメントを行ったが、補助路線に係る意見等は無かった。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 足柄上郡山北町山北 1301 番地 4

(所 属) 山北町企画総務課企画班

(氏 名) 瀬戸 靖

(電 話) 0465-75-3651

(e-mail) kikaku-soumu@town.yamakita.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統) 令和9年度
「令和10年度、令和11年度については、令和9年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
神奈川県	富士急モビリティ(株)	(1) 新松田駅～西丹沢ビ ターセンター	15,252.5	
	小計		15,252	
合 計			15,252	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。

2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指 定 の 理 由
神奈川県		松田町	人口約11万人の足柄上地域（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）の中で、松田町には、総合病院・学校等の生活基盤が整備されているとともに、小田急線・JR御殿場線の交通結節点にもなっているため。

表6 車両の取得計画の概要

都 道 府 県 (市 区 町 村)	バ ス 事 業 者 等 名	補 助 対 象 車 両 数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
神奈川県	富士急モビリティ(株)	2両	3,000
	計		3,000

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 富士急モビリティ株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和8年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

新規車両なし

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税			イ+ロ+ハ=ニ	ニ-1円=ホ	ヘ		チ	ト+チ=ヌ	ル	ヲ	償却期間 (月)	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	計画額 (千円) カ×1/2=ヨ	* 残存価格 (円) ヘ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ												
				0	-1		0		0	0	0	8	0 円	0	0
													円		
計	0			0	-1	0	0		0	0	0		0 千円	0	0

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円) ヘの額以内	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利 レ	レと2.5%のうち 低い方の率(%) ソ	補助対象経費 ツ	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	計画額(千円) ヨ+ネ
0	0

【負担者とその負担割合】

補助 ブ ロ ッ ク 名	申請 番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

2年目以降(令和8年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
山梨・静岡	10	西丹沢、小田原、下曽我経由小田原線	1、2、3	6
山梨・静岡	11	西丹沢、小田原、下曽我経由小田原線	1、2、3	7

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (定率法)	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	ノとオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費		計画額(千円)	* 残存価格 (円)
	初年度への額＝ナ	前年度フ(2年目のみ) 夕の額＝ラ		ウ	ム＋ウ＝ノ	オ	ク	ヤ	ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	マ×1/2＝ケ		
10	15,000,000	7,000,000	3,000,000		3,000,000	3,000,000	3,000,000	12	3,000,000	円	1,500	4,000,000
11	15,000,000	10,000,000	3,000,000		3,000,000	3,000,000	3,000,000	12	3,000,000	円	1,500	7,000,000
												0
										円		
計	30,000,000	17,000,000	6,000,000		6,000,000	6,000,000	6,000,000		6,000	千円	3,000	11,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	エと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
	ナの額以内＝コ				エ	テ	ア	ア×1/2＝サ
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ＋ア	ケ＋サ
6,000	3,000

【負担者とその負担割合】

補助 ブ ロ ッ ク 名	申請 番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

地域公共交通計画（別紙）（案）における生産性向上の取組
新松田駅～西丹沢ビジターセンター（富士急モビリティ株式会社）

1 これまでの改善等に向けた取組

当該系統は、地域住民の通勤、通学、通院や買い物等の生活交通として利用されており、必要な路線である。
これまでも利用促進に向け次の取組を実施している。

- ・広域バスマップの作成・配付（小田原市、大井町、松田町、山北町他）
- ・バスと町営施設との割引乗車券の販売（富士急モビリティ、山北町）

2 今後の取組

- ・利用促進の実施（富士急モビリティ、小田原市、大井町、松田町、山北町）
- ・広域バスマップの作成・配付（小田原市、大井町、松田町、山北町他）
- ・バスと町営施設との割引乗車券の販売（富士急モビリティ、山北町）
- ・地球環境や利用者にやさしいEVバス導入による利用促進（富士急モビリティ）
- ・バスロケーションシステムの導入による利便性の向上（富士急モビリティ）
- ・山北町公共交通マップの作成・配布（山北町）

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R9
運行回数(回/日)	6.9	6.9	7.0	7.0	7.0	6.9
路線キロ程(km)	31.9	31.9	31.9	31.9	31.9	31.9
年間実車走行キロ(km) ※R9は年間計画実車走行キロ(km)	161,238.2	162,708.3	164,657.9	163,986.7	165,105.3	162,868.1
経常費用 A(千円) ※R9は見込額	58,639	55,311	61,493	77,915	80,018	77,015
経常収益 B(千円) ※R9は見込額	41,868	43,961	40,048	43,702	57,185	46,510
収支率 B÷A(%) ※R9は目標収支率 下記(2)参照	71.40	79.48	65.13	56.09	71.47	72.47
年間輸送人員 D(人) ※R9は目標年間輸送人員 下記(1)参照	47,377	52,361	64,293	70,660	67,772	70,000

(1) 目標年間輸送人員

- ①運行回数 1 回当たりの利用者を 1 人増やす
→1人×6.9回×365日=2,518人

②基準値

直近 3 年間（R5～R7）の年間輸送人員の平均値、または R7 の年間輸送人員と比較し高いものとする。
→67,575 人（R5～R7 平均）＜67,772 人（R7 年間輸送人員）

③R9 目標年間輸送人員設定（①+②）

→2,518 人＋67,772 人＝70,290 人
→百の単位を四捨五入、70,000 人を目標値とする。

・設定理由

利用者、住民に分かりやすい目標とするため「運行回数 1 回当たりの利用者を増やす」という設定にした。

(2) 目標収支率

- ①年間事業収支率を 1 % 改善する

②基準値

直近 3 年間（R5～R7）の収支率の平均値または R7 収支率のいずれか大きいほうとする。
→64.23%（R5～R7 平均）＜71.47%（R7 収支率）

③R9 目標収支率設定（①+②）

→71.47%＋1%＝72.47%

・設定理由

収支率が改善していくことにより、将来的に補助金額の圧縮が期待できることから目標収支率を設定した。

（参考 補助金交付実績額の内訳 単位:千円）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
国	6,426.7	6,904.4	6,646.0	7,256.5	11,642.5
県	6,426	6,904	6,646	7,256	11,642
合計	12,852.7	13,808.4	13,292.0	14,512.5	23,284.5

様式第1－5(日本工業規格A列4番)

事業者名	富士急モビリティ株式会社		
運行計画担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)	
	業務部	業務部長 畑野 政信	印
補助金担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)	
	業務部	業務部員 矢野 浩一	印

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和7年度)

実態調査日 令和7年6月14日・15日・16日実施

運 行 系 統							年 間 輸 送 実 績					経 常 収 益			経常費用	平均乗車密度算定			輸 送 量 (A) × (G)	市町村による 回数券購入 等の有無	備 考
申請 番号	運 行 系統名	起点	主 な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収 益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)	1系統当たり 経常費用 (円)	運賃改定前 適用 運賃改定後 適用 の平均賃率 × 日数+の平均賃率 × 日数	平均賃率 (F) (円)	平均乗車 密 度 (B) (C) × (F) (G)			
																総適用日数					
1	西丹沢線	新松田駅	玄倉	西丹沢ビジターセンター	31.9	7.0	67,772	16.0	1,084,352.0	55,803,575	165,105.3	816,671	565,072	57,185,318	80,018,283		52.92	6.3	44.1	有 無	
																				有・無	
合計					31.9		67,772		1,084,352.0	55,803,575	165,105.3	816,671	565,072	57,185,318	80,018,283						

[記載要領]

1. この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。

(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1－5の添付を省略することができる。)

なお、様式1－8に基づく申請については当該年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。

2. 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。

3. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。

4. 運行回数は、補助対象期間の前々年度(基準期間)中における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。

5. 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。

6. 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。

7. 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度(基準期間)の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。

8. 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

9. 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。

10. 平均乗率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること(銭未満切り捨て)。ただし、補助対象期間中の前々年度(基準期間)に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均乗率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。

11. 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。

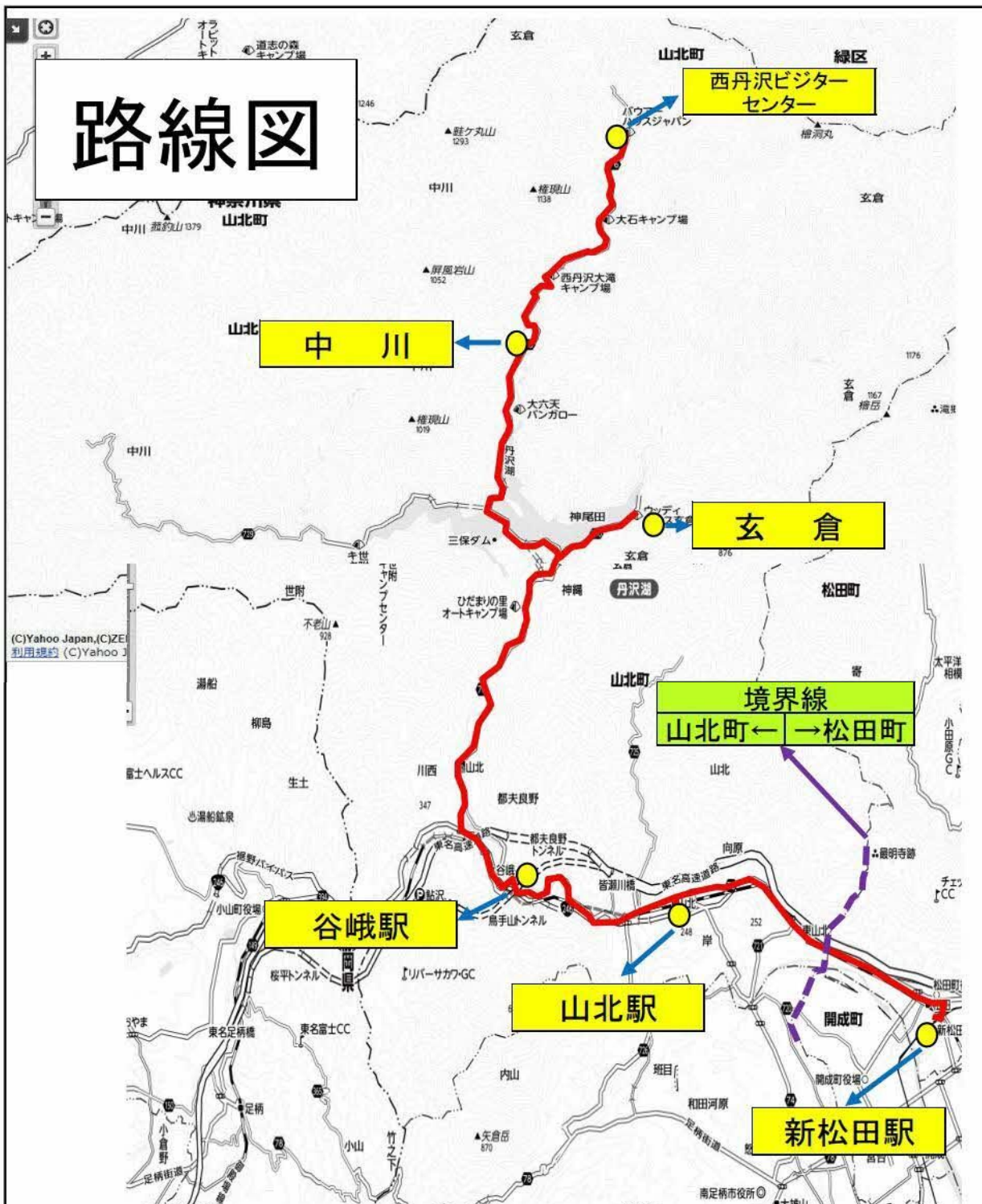
12. 備考欄には、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。

13. 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。

14. 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

(注)上記、記載要領中3.以降において、前々年度(基準期間)とあるのは1.但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度を追加して読み替えるものとし、2.但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々々年度、基準期間の前々々々年度を追加して読み替えるものとする。

路線図



申請番号	起点	主な経由地	終点	色別
1	新松田駅	山岡駅	西丹沢ビジターセンター	—